

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	A S T I 株式会社			コード	6899
提出日	2025/6/9	異動（予定）日	2025/6/20		
独立役員届出書の提出理由	2025/6/20開催の定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	鶴飼裕之	社外取締役	○														○		有
2	栗原博	社外取締役	○														○		有
3	広瀬史乃	社外取締役	○														○	新任	有
4																			
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項ありません。	名古屋工業大学教授及び学長として、日本のものづくりを支える多くのエンジニアの教育に携わるとともに、大学組織の経営経験も有しており、それに基づき経営に関する監督・助言をいただくために社外取締役として選任しております。また、経営陣から著しいコントロールを受け得る者でなく、また著しいコントロールを及ぼし得る者ではありません。また、上記独立性基準にも該当いたしません。以上の観点から、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
2	該当事項ありません。	富士ゼロックス株式会社（現富士フイルムビジネスソリューション株式会社）において代表取締役社長を務められ豊富な経験と幅広い知識を有しており、それに基づき経営に関する監督・助言をいただくために社外取締役として選任しております。また、経営陣から著しいコントロールを受け得る者でなく、また著しいコントロールを及ぼし得る者ではありません。また、上記独立性基準にも該当いたしません。以上の観点から、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
3	該当事項ありません。	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、それに基づき経営に関する監督・助言をいただくために社外取締役として選任しております。また、経営陣から著しいコントロールを受け得る者でなく、また著しいコントロールを及ぼし得る者ではありません。また、上記独立性基準にも該当いたしません。以上の観点から、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。